

## 医療費控除の改正点について

- ①医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。
- ②健康保険組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせ等）の原本を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。その場合、医療費通知の返戻はできないためご注意ください。
- ③医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける際は、**セルフメディケーション税制の明細書の作成・添付及び、一定の取組を確認する書類**（予防接種、検（健）診などの接種済証、領収書または結果通知書等）が必要です。

## 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）とは

健康の維持増進や疾病の予防に一定の取組を行う個人が、平成29年1月以降に、スイッチOTC医薬品を購入した場合、年間合計12,000円を超えた購入費用について所得控除を受けることができる特例制度です（最高88,000円）。

※スイッチOTC医薬品とは、医療用から転用された医薬品のことで、対象商品の多くは購入の際に領収書に明記されています。

※医療費控除と医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の両方を受けることはできません。医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書は、必ず記入してからお越しください。待ち時間短縮のため、ご協力をお願いします。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方への注意点

ふるさと納税ワンストップ特例制度申請後に、**確定申告（住民税申告を含む）をする場合は、ふるさと納税の寄附金を合わせて申告する必要があります。**申告の際は、ふるさと納税の寄附金受領証明書等を添付してください。確定申告や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適応されませんのでご注意ください。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告不要の給与所得者等がふるさと納税による寄附をした際に、寄付先団体にワンストップ特例の申請を行い、寄付先が5団体以内であれば、確定申告または住民税申告をすることなく、住民税の寄附金税額控除が受けられる特例制度です。

## 小川町の会場で受付できない方

- 青色申告の方
  - 土地や建物、株式等を売った方や損失申告をする方
  - 事業所得等のある方で、収支内訳書を作成していない方や作成の仕方が分からない方
  - 初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方
  - 雑損控除（災害、盗難又は横領等の被害者の意思に基づかない損害が対象）を受けられる方
- これらに該当する方は、申告期間中に**東松山市民文化センター会場**での確定申告をお願いします。広報おがわ12月号21ページを参照してください。問合せ **東松山税務署 ☎ 22-0990（自動音声案内）**

## 町 県 民 税 ・ 所 得 税 申 告 相 談 日 程 表

| 2月     | 対象地区              | 3月     | 対象地区                  |
|--------|-------------------|--------|-----------------------|
| 16日(金) | 上横田・中爪・中爪グリーンヒル   | 1日(木)  | 腰一・腰二・腰中              |
| 19日(月) | 下横田・奈良梨・能増・高見・西古里 | 2日(金)  | 青下二・青下田島・青下見田・青下畑ケ中   |
| 20日(火) | 前高谷・中高谷・高谷南・後伊    | 5日(月)  | 青上・古寺・増尾・ダイアパレス       |
| 21日(水) | 深田・勝呂上・勝呂下・木呂子    | 6日(火)  | 飯田・池田・旭               |
| 22日(木) | 原川・笠原・鞠負・木部       | 7日(水)  | 角山中・角山上・下里全区          |
| 23日(金) | 腰上・みどりが丘1・2丁目     | 8日(木)  | 下小川全区                 |
| 26日(月) | みどりが丘3・4・5丁目      | 9日(金)  | 本一・本二・稲荷・神明・仲・ホーユウパレス |
| 27日(火) | 東小川1・2・3丁目        | 12日(月) | 大塚全区・コスモ小川町           |
| 28日(水) | 東小川4・5・6丁目        | 13日(火) | 春日・緑・幸・栄・錦・松若・大関・相生   |
|        |                   | 14日(水) | 指定日に来られなかった方          |
|        |                   | 15日(木) |                       |

\*申告期間中は大変混み合いますので、なるべく指定日にお越しくださいますようご協力をお願いします。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎(内) 131~133

## 町 県 民 税 ・ 所 得 税 の 申 告 を お 願 い し ま す

期 間 2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日を除く

時 間 午前9時～正午、午後1時～4時

場 所 小川町役場 3階 大会議室

※受付会場は、小川町役場 大会議室のみとなります。

## 所得税の申告(確定申告)が必要な方

- 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがあり、各種の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
  - 年間の給与収入額が2,000万円を超える方
  - 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得が20万円を超える方
  - 前年中に退職をして年末調整ができなかった、または、給与を2か所以上の事業所からもらっていて、所得税の精算が済んでいない方
- ※年末調整が済んでいる方、または公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありませんが、医療費控除の追加等で所得税の還付を受けたい場合には、申告することができます。申告の際には、公的年金以外の所得も含めて申告が必要となります。

町 県 民 税 の 申 告 ( 住 民 税 申 告 ) が 必 要 な 方 は、平 成 3 0 年 1 月 1 日 現 在、小 川 町 に 住 所 が あり、次 の い ず れ か に 該 当 す る 方 で す ( 確 定 申 告 を し た 方 は、町 県 民 税 の 申 告 は 不 要 で す )

- 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方で、所得税が課税されない方
- 給与の年末調整が済んでいて、その他の所得が20万円以下の方
- 公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方
- 所得税の還付は該当しないが、扶養控除や医療費などの控除の追加をする方

※前年中に収入のなかった方でも、国民健康保険に加入している方及びその世帯主、国民年金、児童手当の受給、保育園の入園などに所得の証明を必要とする場合も、町 県 民 税 の 申 告 が 必 要 と な り ま す。

- ◇マイナンバー制度の導入により、**申告書や申請書などの税務関係書類に、マイナンバーの記載が必要**となります。申告者の方だけでなく、扶養親族や事業専従者の方のマイナンバーも必要となります。
- ◇申告書の記入が、全て済んでいる場合は、郵送でも受け付けます。
- ◇**確定申告書は東松山税務署(〒355-8604 東松山市箭弓町1-8-14)**
- ◇**町 県 民 税 の 申 告 書 は 小 川 町 役 場 税 務 課 (〒355-0392 小川町大字大塚55番地)**へ送ってください。
- ◇上記の受付期間中は、税務課の窓口1階では申告相談の受付は行いません。申告に関するご相談は役場3階大会議室へお願いします。
- ◇**所得税の還付申告は、2月15日(木)以前でも税務署で受け付けますが、小川町役場で所得税の確定申告が受付できるのは、上記の受付期間のみとなります。**

## 申 告 に 必 要 な お も な も の

- \* 申告書
- \* 印鑑（朱肉を必要とするもの）
- \* マイナンバー（マイナンバーカード、通知カード等）
- \* 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの身分証明書等）
- \* 源泉徴収票（原本）、支払調書など収入金額がわかるもの
- \* 収入内訳書（事業所得、不動産所得、農業所得がある方は、**必ず記入してください**）
- \* 確定申告で所得税が還付になる方は、申告者本人の通帳など振込先の口座番号のわかるもの
- \* 医療費控除の明細書（記入済み）
- \* 健康保険組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせ）または医療費の領収書
- ※ 郵送により提出される方で、領収書の返戻を希望される場合には、医療費の返戻を希望する旨の書面及び切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- \* 国民年金保険料、国民健康保険税、任意継続保険料等の証明書、領収書
- \* 生命保険料、地震保険料（旧長期損害保険料）の証明書
- \* 寄附金の受領証
- \* 障害者手帳等（障害者手帳のない方でも、介護保険法における要介護4または5の認定を受けた方は、申請により特別障害者控除を受けられる場合があります）
- ※ 介護保険担当はパトリアおがわ ☎ 74-2323 に移動しているため、事前に確認をお願いします。